

日光市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年3月27日

日光市監査委員 柴田 明

日光市監査委員 佐藤 裕子

日光市監査委員 川村 寿利

- 1 監査の対象 保育課、轟小学校、豊岡中学校
- 2 監査の期間 令和5年2月9日～令和5年2月22日
- 3 監査の結果 別紙のとおり

令和4年度 定例 監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

保育課

4 監査の期間

令和5年2月9日～令和5年2月22日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

(1) 令和4年度事務事業について、令和4年12月末日現在で実施した。

(2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

(1) 公立保育園の適正な規模と配置については、将来の人口動態や保育ニーズを見据えた提供体制の確保に努められたい。また、多様化する保育ニーズに対応するため、公立保育園と民間保育園等が協働し保育サービスの充実と質の向上に努められたい。

令和4年度 定例 監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

轟小学校

4 監査の期間

令和5年2月9日～令和5年2月22日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

(1) 令和4年度事務事業について、令和4年12月末日現在で実施した。

(2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は校長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

(1) 保護者から徴収している教材費、PTA会費等の準公金の取扱いについては、口座振替を活用している。このため現金の取り扱いは必要最小限になっており、事務の効率化及びリスク管理が図られている。引き続き、取扱いに際してはダブルチェックを確実にし事故防止に努められたい。

(2) 児童に配備されたタブレット端末については、授業や家庭との連絡など多様な場で活用している。また、教職員間においても I C Tを活用し情報共有が図られている。学校間においてタブレット活用法等の情報共有や教職員の I C T知識の向上を進め、I C Tの更なる活用に努められたい。

令和4年度 定例 監査 結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

豊岡中学校

4 監査の期間

令和5年2月9日～令和5年2月22日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

(1) 令和4年度事務事業について、令和4年12月末日現在で実施した。

(2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は校長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

(1) 保護者から徴収している教材費、PTA会費等の準公金の取扱いについては、口座振替を活用している。このため現金の取り扱いは必要最小限になっており、事務の効率化及びリスク管理が図られている。引き続き、取扱いに際してはダブルチェックを確実にし事故防止に努められたい。

(2) 生徒に配備されたタブレット端末については、授業や家庭との連絡など多様な場で活用している。学校間においてタブレット活用法等の情報共有や教職員のICT知識の向上を進め、ICTの更なる活用に努められたい。